((財)地域伝統芸能活用センターの行う事業)

(観光庁観光地域振興部観光資源課)

1. 制度の概要

- ① 計画活用行事等の情報の収集
- ② 実施主体への情報の提供
- ③ 計画活用行事等の実施に関し、助言、指導、資金の供給
- ④ 独立行政法人国際観光振興機構に対する情報の提供
- ⑤ 催しの実態、調査、研究、広報

2. 指定、登録等の基準

地域伝統芸能を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 (平成四年法律第八十八号)

(支援事業実施機関の指定)

第八条 主務大臣は、計画活用行事等を支援することを目的とする一般社団法人又は一般 財団法人であって、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると 認められるものを、その申請により、活用行事等支援事業実施機関(以下「支援 事業実施機関」という。)として指定することができる。

(事業)

第九条 支援事業実施機関は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 計画活用行事等の実施に関する情報を収集すること。
- 二 計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に資するため、その実施主体に対し前号の 情報を提供すること。
- 三 計画活用行事等の実施に関し必要な助言、指導、資金の支給その他の援助を行うこと。
- 四 独立行政法人国際観光振興機構が行う外国人観光旅客の来訪の促進及びその接遇の向上に関する業務の効率的な実施に資するため、独立行政法人国際観光振興機構に対し第一号の情報を提供すること。
- 五 活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する催しを実施し、並びに 調査、研究及び広報を行うこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等	法人の連絡先	指定、登録の理由等	
	の時期			
財団法人 地域伝統	平成7年	東京都新宿区坂町5番地8	地域伝統芸能を活用した行事の実	
芸能活用センター	6月	03-5919-3665	施による観光及び特定地域商工業	
			の振興に関する法律第八条及び第	

	九条に基づく基準に適合している
	ため。

- 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし。
- 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
指定・登録等に係る事	
務・事業の料金等は受け	
取っていない。	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成20年9月1 日現在)

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

今後、平成23年度末までに実施予定。